

## 保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛知教育大学 殿

〒

請求者 住 所

フリガナ

氏 名

連絡先 TEL ( ) -

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

## 記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	＜開示決定通知書：文書番号＞ 愛教大総第 号 ＜開示決定通知書：日付＞ 平成 年 月 日 ＜開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等＞
3 訂正する保有個人情報の自己の氏名 (請求者氏名と異なる場合のみ記載)	フリガナ 氏 名
4 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

※ 担当者記入欄（以下は記入不要）

担当窓口受理日	平成 年 月 日 ( )	整理番号	—
訂正決定期限	平成 年 月 日 ( )	補正に要した日数	日間
訂正等決定日	平成 年 月 日 ( )	事案の移送	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 有り

## <別紙様式第6-1号：説明事項>

### 1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

### 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

次項3の(1)～(3)に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

### 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定通知書」の文書番号、文書日付及び「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第27条第1項の規定に基づき、次に掲げるものが該当します。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

### 4 「訂正する保有個人情報の自己の氏名」

婚姻等により、保有個人情報として記録されている本人の氏名が、訂正請求者の氏名と異なるような場合は、保有個人情報として記録されている本人の氏名を記載してください。（同一の場合は、記載不要です。）

### 5 「訂正請求の趣旨及び理由」

#### (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

#### (2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

### 6 手数料について

訂正請求に係る手数料は不要です。

### 7 訂正請求の期限について

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないこととなっています。

## 8 本人確認書類等

### (1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(住所が記載されているタイプ)等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、<個人情報窓口>に事前に相談してください。

### (2) 送付による訂正請求の場合

訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、上記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものと、併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

<本件連絡先：個人情報保護窓口>

愛知教育大学情報公開担当

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電話:0566-26-2189

FAX:0566-26-2110